

令和4年度クリエイティブ産業振興事業
「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務
企画提案説明書（仕様書）

1 業務名

「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務

2 事業の背景と目的

（一財）さっぽろ産業振興財団では、企業の付加価値向上に寄与するクリエイティブ産業の振興を目的に、企業とクリエイターの連携促進を図る補助金事業を実施してきた。これにより、デザインやコンテンツ等を活用して企業の経営課題を解決する補助金活用事例が一定数創出された。

一方で、企業が一時的な資金調達を目的に補助金を活用する場合、クリエイターとの関係が一過性のもので終わってしまうため、商品やサービスの付加価値向上を図るための継続的なデザイン等への投資事例には至らないケースもみられた。

本年度は、このような背景や課題を踏まえ、企業による継続的なデザイン等への投資を後押しするために、「クリエイティブ活用促進事業」を実施する。

本事業においては、企業の成長に欠かせない「ブランディング¹」の必要性について、経営者の理解促進を図るため、商品・サービスの課題抽出やブランドコンセプト²の考え方のアドバイス、企業としての存在意義の明文化に向けた相談対応や企業へのコンサルティングが重要であると捉えている。

また、札幌市において、第三者の視点から企業がデザイン等の活用に関する提案を受ける機会や、クリエイター自身が創造性を発揮し新たなビジネスパートナーの発掘を図る機会が少ないことより、本事業では、企業とクリエイターのマッチング機会の創出手段として、クリエイターがアイデアで競争するコンペティション（コンペ）を開催し、企業によるデザイン等を活用した新たなビジネス創出の推進を目指すこととする。

¹ブランディング：ある特定の商品やサービスの価値を高め、消費者に愛され選ばれるための活動

²ブランドコンセプト：ブランドが実現する価値を具体的に言語化したもの

3 履行期間

契約締結の日から令和5年2月13日（月）まで

4 業務内容

受託者は本事業を確実に円滑に遂行するため、事業全般にわたり、消費者のニーズや「マーケットイン」の発想を踏まえた上で、参加企業のブラッシュアップや助言及び

クリエイターとのマッチングのフォローを行いながら、以下の業務を行う。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

(1) 本事業のブランディングと企画進行管理

ア 実施時期：契約締結日以降随時

イ 実施内容：①本事業の目的と内容を効果的に伝えるため、訴求力と統一感のあるコピーやロゴ、ビジュアルを制作し、告知ツール（ウェブサイト、チラシ、ポスター）へと展開する。

②参加企業及びコンペに応募するクリエイターの条件やエントリーシート等の応募書類の内容については委託者と協議のうえ確定する。

③事業の目的を達成するために、各イベント等において全体の取り仕切りを行うとともに、参加企業のフォローアップを行う。

（主なイベント：企業面談と参加企業の選定、参加企業へのコンサルティング、セミナー、クリエイター向けオリエンテーション、コンペ審査委員会、クリエイターとのマッチング等）

(2) 応募企業の面談及び参加企業へのコンサルティングの実施

ア 実施時期：令和4年7月～9月（3か月程度）

イ 実施内容：① 応募企業に対し提出資料等をもとに面談し、企業カルテを作成すると共に、企業3社を選考する審査委員会に出席して審査委員に対して助言を行う。

② 選定された参加企業3社に対しコンサルティングを行い、企業の課題を抽出し、コンセプトや企業の存在意義などを明確にする。

③ コンペ用に参加企業のテーマ・課題を明文化する。

（ア）面談及びコンサルティングの日時は委託者と協議のうえ確定する。

※企業3社を選考する審査委員会は委託者が開催する。

（イ）面談やコンサルティングの会場が必要な場合は、ICC クロスガーデンを使用すること。

(3) セミナー（2回）の企画運営

ア 実施時期：令和4年7月～9月

イ 実施内容：① 企業やクリエイターの「デザイン思考」や「デザイン経営」の浸透・普及を促進することを目的としたセミナーの開催に向け

て、セミナーの内容及び講師選定の提案を行う。

② セミナー（2回）の告知用チラシ（A4版）を制作する。

- (ア) セミナーの内容及び講師や講師の謝金額については、委託者と協議のうえ確定すること。
- (イ) セミナー（2回）の講師謝金は委託費に含めることとする。
- (ウ) 会場はICCクロスガーデンを使用する。

(4) クリエイター向けオリエンテーションの企画運営

ア 実施時期：令和4年9月～10月

イ 実施内容：参加企業3社のテーマ・課題を発表するための説明会を企画運営する。なお、参加企業3社の情報を随時オンライン上でも収集できるよう、インタビュー形式の動画を制作する。

- (ア) 説明会の開催日時は委託者と協議のうえ確定する。
- (イ) 会場はICCクロスガーデンを使用する。
- (ウ) 説明会の参加料は、無料とする。開催にかかる経費は委託費から支出する。
- (エ) 動画は委託者が用意するウェブサイトにて委託者が公開する。

(5) クリエイターの相談対応

ア 実施時期：令和4年10月～11月

イ 実施内容：コンペへの応募を検討するクリエイターからの相談に対応する。

- (ア) 会場が必要な場合は、ICCクロスガーデンを使用すること。

(6) コンペ審査委員会の開催・受賞作品の選定

ア 実施時期：令和4年11月～12月

イ 実施内容：①審査委員会は、以下のとおり2段階にて実施すること。

i) 書面審査会（事前審査）

クリエイターから応募のあった作品（デジタルデータ）から数点に絞る。

ii) プレゼンテーション審査会（本審査）

書面審査で絞られたクリエイターを対象にプレゼン審査会を開催する。

- ② ①の審査委員会において審査を行い、テーマごとに最優秀賞（1作品）、優秀賞（2作品）を選定する。この他、特別賞（2～3作品）を設けることを前提に、受賞作品を選定することになっているので、併せて審査委員会において特別賞の審査を行う。

各受賞作品についての表彰は以下のとおりとする。

	受賞 予定数	授与するもの (委託者で用意)	授賞式へ の招聘
最優秀賞(参加企業 A)	1	賞金 30 万円・賞状	有
最優秀賞(参加企業 B)	1	賞金 30 万円・賞状	有
最優秀賞(参加企業 C)	1	賞金 30 万円・賞状	有
優秀賞(参加企業 A)	2	賞金 10 万円・賞状	有
優秀賞(参加企業 B)	2	賞金 10 万円・賞状	有
優秀賞(参加企業 C)	2	賞金 10 万円・賞状	有
特別賞	2～3	賞状	有

(ア) 外部審査委員の選定（4名程度を想定）については委託者と協議のうえ確定する。

※外部審査委員への就任依頼、連絡調整、謝礼の支払い等については委託者が行う。

(イ) 開催日時は委託者と協議のうえ確定すること。

(ウ) 会場は ICC クロスガーデンを使用すること。

ただし、オンラインによる開催も可能とする。

(エ) 審査に必要な資料等の準備、審査委員会の進行、実施方法等については、委託者と協議のうえ確定する。

(オ) 応募者情報及び応募作品の管理・保管場所は委託者で用意する。

(カ) 授賞式の開催時期や内容について、委託者と協議すること。

(7) マッチングでのアドバイス

ア 実施時期：令和4年11月～12月

イ 実施内容：①コンペ審査委員会終了後、参加企業にヒアリングを行い、マッチングを希望するクリエイターの候補について聞き取る（上位3名程度）。その際、企業に対して、採用したいアイデアの実現化を想定した適切なアドバイスを行う（予算、スケジュール、著作権利、契約等）。

②企業と候補クリエイターが協議を行う場（マッチングの場）にて進行を取り仕切り、必要に応じてアドバイスを行う。

(ア) 開催日時は委託者と協議のうえ確定する。

※候補クリエイターへの連絡調整については委託者が行う。

(イ) 会場は ICC クロスガーデンを使用する。

(ウ) 商品化・サービス化に向けた応募作品に関する権利やライセンス等に関する

る問い合わせについては、必要に応じて知財総合支援窓口を紹介する。

(<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>)

(エ) 補助金関連の対応は、委託者が行う。

(8) その他

受託者独自に事業効果を高めるために有効な手法があれば、積極的に提案すること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書（A4版）2部及び実施報告書を保存したDVD一式を提出すること。実施報告書は、事業の概要がわかるよう、企業情報（応募状況、応募企業の面談内容、参加企業へのコンサルティング内容、コンペ用のテーマや課題）、クリエイター情報（応募状況、相談対応の内容）、コンペ結果、企業とクリエイターとのマッチングのサポート内容等についてわかりやすくまとめること。また、なお、実施報告書には、効果分析、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和5年2月13日（月）

6 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として業務完了後に一括して支払う。なお、外部審査委員（参加企業の選定・受賞作品の選定）への謝金、コンペ受賞者への賞金や賞状制作費については、当該委託料には含めず、直接委託者から支払うものとする。

7 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

8 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(5) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター内
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 IT・クリエイティブ産業振興部クリエイティブ産業振興課 岡田
電話：011-817-8911 E-mail：info@icc-jp.com